

令和元年

渡島西部広域事務組合議会

第3回定例会 会議録

令和元年12月6日 開会

令和元年12月6日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会 議長 溝部 幸基

目 次
令和元年 12 月 6 日（金曜日）第 1 号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	1
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 新副管理者紹介・挨拶	3
○ 日程第 1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第 2 会期の決定	3
○ 日程第 3 諸般の報告	3
○ 日程第 4 管理者の行政報告	3
○ 日程第 5 議案第 1 号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の制定について	4
○ 日程第 6 議案第 2 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備について	6
○ 日程第 7 議案第 3 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	7
○ 日程第 8 議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正について	8
○ 日程第 9 議案第 5 号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	10
○ 日程第 10 議案第 6 号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 3 号)	11
○ 日程第 11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	13
○ 閉会の議決	14
○ 閉会宣告	14

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
1	渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	1 2 月 6 日	原案可決
2	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	1 2 月 6 日	原案可決
3	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について	1 2 月 6 日	原案可決
4	職員の給与に関する条例の一部改正について	1 2 月 6 日	原案可決
5	渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について	1 2 月 6 日	原案可決
6	令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	1 2 月 6 日	原案可決

令和元年 第3回定例会
令和元年12月6日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 議案第1号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第6 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
日程第7 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第8 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について
日程第10 議案第6号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
日程第11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	吉田 裕幸（木古内町）
	5番	成澤 五郎（知内町）		6番	杉村 志朗（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（なし）

◎出席説明員（17名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	工藤 泰		
参与	石山 英雄	参与	西山 和夫	参与	大森伊佐緒
幹事	若佐 智弘	幹事	大野 樹	幹事	大野 泰
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	西田 啓晃	事務局長	小鹿 浩二
衛生センター長	佐藤 和利	消防長	鍋谷 悟	松前消防署長	可香 靖
福島消防署長	中島 昌彦	知内消防署長	野戸 英二	木古内消防署長	伊藤 則幸
消防本部主幹	岩上 健作				

◎欠席説明員（なし）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

書記	梅岡 忍	書記	館政ななみ	書記	笹森 涼
----	------	----	-------	----	------

◎開議・開議宣告

○議長（溝部幸基）

本日はご苦勞様です。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしましたので、令和元年第3回定例会を開会いたします。

◎議事日程

○議長（溝部幸基）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

最初に、10月4日から各町の参与並びに幹事の皆様の理解をいただき、管理者として2期目を担うこととなりましたので改めまして、議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

また、高木前副管理者の退任に伴いまして、新たに10月21日付けで福島町の工藤 泰氏が副管理者に選任されてございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、平成の時代が幕を閉じ、5月から令和の時代が新たにスタートしてございますけれども、今年も残すところ1か月を切っております。

この1年を振り返って見ますと、全国各地で記録的な大雨や台風による被害が多発しており、各地で甚大な被害が発生しております。

被災地では、未だ避難生活を余儀なくされている方々も多く、1日も早い復興を皆様と共に、お祈りを申し上げます。

それでは、本日の議案の内容についてですが、1点目が、国の地方公務員法等の改正に伴う会計年度任用職員に関する条例の制定及び関連する関係条例の整備等並びに成人被後見人等の権限の制限に関する関係条例整備が3件となっております。

2点目が人事院勧告に基づく給与条例や、火災予防条例の一部改正が2件と一般会計補正予算が1件となっており、本日は計6件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、補正予算の主な内容でございますけれども、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の補正並びに職員の退職等の異動に伴う増減が主なものとなっております。

議案の内容につきましては、担当者から詳しく説明をいたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしくお願いをしたいと思います。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎副管理者挨拶

○議長（溝部幸基）

新たに就任されました副管理者を紹介し、申し出がありますので挨拶を行います。

工藤 泰 副管理者。

○副管理者（工藤 泰）

私、去る１０月２１日付で福島町副町長に就任するとともに、同日付で当組合の副管理者に就任させていただきました、工藤でございます。皆様には今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

当組合の副管理者として、鳴海管理者を先頭に、職員とともに当組合の適正な事務執行に努めますので、皆様のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

副管理者による就任挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、３番手塚昌宏議員、４番吉田裕幸議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第２ 会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は、本日１日と致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日１日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第３ 諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第４ 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和元年渡島西部広域事務組合議会第３回定例会の開催にあたり、令和元年第２回定例会以降の行政報告を申し上げます。

１点目の消防関係について

(1) 火災の発生状況について

９月８日（日）に、松前町博多地区において、道路脇の空き地で草木が焼ける火災が発生し、９月１３日には、木古内町亀川地区において、同様の火災が発生しております。

また、9月18日には、木古内町本町地区において、一般住宅の一部を焼損する火災が発生しております。

さらに10月18日には、知内町重内地区において、田畑を延焼する火災が発生し、10月20日にも同地区において、一般住宅の一部及び倉庫が全焼する火災が発生しております。

このように9月及び10月に入り、立て続けに火災が発生し、幸いにもいずれの火災も人的被害はありませんでしたけれども、改めて、消防本部を通じて各消防署には、防災無線等を通じて火災予防啓発の徹底を図るとともに、署員による管内巡回等強化の徹底を指示したところでございます。

(2) 水難事故について

9月22日の未明、知内町の重内川河口で、釣り人が護岸から転落し、不明となる事故が発生しております。通報を受け、知内消防署では救助用ボートによる搜索を開始し、警察機関や海上保安庁と連携し、懸命の搜索活動を実施しましたが発見には至らず、24日に知内町森越地区の沖合で発見され、その後、死亡が確認しております。改めて、お亡くなりになられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理してございますので、後ほど参照していただきたいと思います。以上で、行政報告を終わります。

◎議案第1号 議案第1号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー1議案の1ページをお開き下さい。

議案第1号 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

制定の内容について、説明いたしますので、ナンバー2の説明資料1ページをお開き願います。

議案第1号関係 渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

1の提案の理由についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまでの臨時職員が会計年度任用職員へ移行となることから、本条例を制定しようとするものであります。

2の主な制定の内容についてですが、本条例は会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関して、第1章から第5章まで、全28条で構成し、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与及び手当等の内容を規定しており、現行と新制度の主な比較については、次の表のとおりとなっております。現行と新制度の比較の表であります。

まず、任用形態ですが、臨時職員から会計年度任用職員となり、任期につきましては、これまでの6ヵ月から会計年度内の1年となります。給料月額も、これまで14万4,100円でしたが、変更後は、給料表に規定する1級1号俸となり、額でいきますと、この後、提案いたします給与条例の改正後では、月額14万6,100円となります。

昇給については、会計年度内の任期ですので、これまで同様ありませんが、翌年度も継続採用とな

った場合には、経験年数も加算できることとなりますので、実際には給料月額が上がることとなります。

期末手当につきましては、これまで6月、12月それぞれ、給料月額の1.15月を支給していましたが、職員と同様の1.30月に変更となります。

その他手当では、これまで通勤、時間外勤務のみでしたが、変更後はそのほかに、特殊勤務、宿日直、夜間、休日勤務手当が追加となります。

3の規則に委任する主な事項ですが、1点目として、会計年度任用職員の給与に関する規則において、給与、手当の支給に関し規定します。これまでの臨時職員との大きな変更点では、先ほども説明しましたが、フルタイム任用職員が継続任用となった場合には、基礎号俸に経験年数による加算をすることができることとしております。

当組合内では事務局と衛生センターに、それぞれ臨時職員として一般事務員を採用しておりますが、会計年度任用職員に移行した場合は、事務員で1級1号俸が基礎号俸となり、上限を25号俸とするものであります。

2ページをお開き下さい。

2点目として、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則にて、休暇等を規定致します。規則で定める主な休暇は次のとおりです。

年次休暇は、これまで、6ヵ月毎に7日で、年間では14日でありました。変更後は、同じく年間14日ですが、継続勤務年数により加算があり、最大では勤務年数が7年目、継続6年以上の場合は職員と同じく20日としています。

前年からの繰越については、これまではありませんでしたが、継続勤務となった場合は前年度の残日数が繰越することができることとなります。

特別休暇については、有給休暇として、公務による病気、夏季、忌引、結婚、災害休暇を規定し、日数については職員と同様としております。

無休休暇としては、私傷病による病気、産前産後、育児、介護休暇などとしております。

4の福利厚生についてで、ございますが、1年目は、これまで同様に、健康保険は社会保険と厚生年金、退職関係では雇用保険となりますが、2年目も継続採用となった場合は、職員と同じく、共済組合と退職手当組合に加入することとなります。

5の施行期日ですが、令和2年4月1日から施行するものとします。

なお、議案の1ページから8ページに条例案、説明資料の3ページから7ページに給与に関する規則案、8ページから11ページには勤務時間、休暇等に関する規則案を掲載してございますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

9番伊藤政博議員。

○議員（伊藤政博）

継続についてお尋ねいたします。継続できるということですが、その場合、昇給できるのですが、4号俸ずつ上がっていくのですか。何号ずつ上がっていくのか。それから何年間継続できるのか。制限があるのかないのか、その点お尋ねします。

○事務局長（小鹿浩二）

継続した場合の昇給ですけれども、規則の方で2号俸、1年に付き2号俸を加算することとしております。継続の年数ですけれども、特に規定はしてございません。毎回試験をやりますので、その場合採用された場合となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

5番 成澤五郎議員。

○議員（成澤五郎）

休暇の取得のところですが、年次休暇が14日ということで、7年目には20日になる。初年度14日で、毎年1日ずつ増えて7年目に20日になるということが一般的かと思います。ついては、7年から8年目になった時に、丸々残った休暇の全てが繰越す、こういう風な解釈ができるんですが、それでよろしいのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

現行の一般職員、我々もそうなんですが20日をもし使わなかった場合は、翌年そのまま繰越して最大40日ということになります。以上です。

○議員（成澤五郎）

そこまでは了解しました。その後です。40日を取得して翌年、また20日間の権利が生まれるわけですが、その際に更に丸々繰り越すとなると60日になってしまうんですが、その辺は。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

最大繰越す日数が20日となりますので、MAX40日、それ以上の休暇としてとることはできません。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。お諮り致します。

議案第1号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であり議案第1号は可決致しました。

◎議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー1議案の9ページをお開き下さい。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容について、説明いたしますので、ナンバー2の資料12ページをお願いいたします。

議案第2号関係 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

1 提案の目的についてですが、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴う、関係する条例について所要の整備するものであります。

2 主な改正の内容については、先ほど議決していただきました、渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、関連する5条例の一部を改正するものであります。

(1)の、第1条関係 職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部改正については、所要の文言整理と、会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲内とするものです。

(2)の、第2条関係 職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正については、減給について、所要の文言整理と、パートタイム会計任用職員については報酬の月額とするものです。

(3)の、第3条関係 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、臨時職員を会計年度任用職員にあらため、規則で別に定めることとするものです。

(4)の、第4条関係 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、一点目として、育児休業をしている職員のうち、会計年度任用職員については勤勉手当の支給の対象から除くものであります。

二点目の育児休業をした職員のうち、会計年度任用職員については復帰後における号俸の調整の対象から除くものであります。

(5) 第5条関係 職員の給与に関する条例の一部改正は、会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めることを規定します。別に定める条例とは、先ほど議決いただきました、議案第1号の渡島西部広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例であります。

3 施行期日について

この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

なお、議案の9ページから12ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についての説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第2号は可決致しました。

◎議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー1議案の13ページをお開き下さい。

議案第3号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容について、説明いたしますので、ナンバー２の説明資料１３ページをお願いいたします。

議案第３号関係 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

１ 提案の理由についてですが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年６月１４日に公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が欠格条項から削除されることとなったことから、関係条例の改正を行うものであります。

２の主な改正の内容についてですが、関連する４条例の一部を改正します。

(１)の、第１条関係 職員の給与に関する条例の一部改正については、地方公務員法の改正により、職員が成年被後見人等に至ったことをもって失職することがなくなることから、不要な規定を削除するものです。

(２)の、第２条関係 職員等の旅費に関する条例の一部改正については、地方公務員法第１６条第１号が削除されることに伴う文言整理となります。

(３)の、第３条関係 消防団員の定数・任免・服務等に関する条例の一部改正については、成年被後見人等は、消防団員となることができないとする規定を削除するものです。

(４)の、第４条関係 消防団名誉団員条例の一部改正については、第１号の成年被後見人等を削除することに伴い、第２号に係る文言を条文に追加するものです。

３ 施行期日についてですが、この条例は、令和元年１２月１４日から施行するものとします。

なお、議案の１３ページから１５ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第３号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についての説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。

議案第３号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

起立全員であり、議案第３号は可決致しました。

◎議案第４号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第８ 議案第４号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー１議案の１７ページをお開き下さい。

議案第４号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

内容について、説明いたしますので、ナンバー２説明資料の１４ページをお願いいたします。

議案第４号関係 職員の給与に関する条例の一部改正について

１ 提案の理由についてであります。人事院は本年８月７日に今年度の職員の給与改定について、民間との給与較差を埋めるための給与水準上げを勧告されました。

国においては、１０月１１日に閣議で今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定しました。このことから、当組合においても人事院勧告に基づき関係条例を改正するものです。

また、昨年の人事院勧告に伴う宿日直手当の額を改正していないことが判明したため、今回改正いたします。

人事院勧告によるもの以外では、時間外勤務手当等の算定基礎額の算出について、総務省から、地方公務員は労働基準法が適用されるため、算定基礎額に寒冷地手当を含めるよう通知がありましたので、所要の改正をするものであります。

２ 主な改正の内容について説明いたします。

(1)の第１条関係については、１点目として、給料表の改正であります。

大卒採用職員の初任給を１,５００円、高卒採用職員の初任給を２,０００円引き上げるとともに、３０歳半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改正をしようとするものです。これによる平均改定率は、０.１％です。

改正に伴う給料額については、説明資料の１６ページから１８ページの比較表のとおりとなっております。

２点目として、勤勉手当の改定について。

人事院勧告により、支給月数を０.０５ヵ月引き上げ、現行の４.４５ヵ月を４.５０にしようとするものです。引上げ分につきましては、勤勉手当に配分し、１２月に支給とするものであります。支給月数はアの表のとおりであります。

また、給料表の改定及び勤勉手当の増額に伴う影響額はイの表のとおり、総額で４１７万７千円となっております。

続きまして、１５ページをお願いします。

(2) 第２条関係については、１点目として、宿日直手当の改正であります。

昨年の人事院勧告で改正しなかったもので、今回、勤務１回の手当額４,２００円を４,４００円に改正します。

２点目として、勤務１時間当たりの給与額の算定の改正についてです。

労働基準法の規定により、寒冷地手当を時間外勤務手当等の算定基礎額に含めるものであります。

続きまして、(3) 第３条関係については、令和２年度以降の勤勉手当の支給月数について、第１条で引上げました０.０５ヵ月分の勤勉手当を含む令和２年度以降の期末・勤勉手当につきましては、表下段「改正後」のとおり６月及び１２月の支給月数を、０.９５月分とするものであります。

３の施行期日についてですが、この条例は、公布の日から施行いたします。

ただし、第２条については令和２年１月１日から、第３条については令和２年４月１日から施行します。

また、第１条は、平成３１年４月１日から遡及して適用するものであります。

なお、議案の１７ページから２２ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第４号 職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。
起立全員であり、議案第4号は可決致しました。

◎議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第5号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正についてを、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

鍋谷 悟 消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

それでは、議案の23ページをお開き願います。

議案第5号、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正について。

渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、説明資料の19ページをお願いします。

提案の理由及び改正の内容ですが、一つ目は平成17年第2回定例会において改正されました、「指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」において、危険物を貯蔵し又は取扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準を示す条文に、例外を定める「ただし書」が抜け落ちていたことから条文を補正し、公布日より施行するものです。なお、これまでに条文が欠落したことによる指導への影響は、ございませんでした。

第二点に、現在、違反對象物に対し、消防機関が改善命令を行った場合、その命令内容の公示が義務付けられておりますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されない状況にあることから、消防組織法第37条の規定に基づく助言として、平成25年12月19日付消防予第484号通知により、利用者自らが建物の情報を入手して利用を判断できるよう、消防法令に重大な違反のある防火対象物の違反内容等を当組合ホームページで公表するものでございます。

改正の内容については、条例第56条を第57条に改め、第56条に防火対象物の消防用設備等の状況の公表を追加し、法令等に違反のある防火対象物や消防用設備等の状況についての公表を可能と致します。

公表する際は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとし、対象物の名称、違反内容、公表の手続きを規則で定め、令和2年4月1日より施行するものでございます。

以上、火災予防条例の一部改正について説明させて頂きました。

ご審議のほど宜しくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第5号は可決致しました。

◎議案第6号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第6号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）を、議題と致します。提案理由の説明を求めます。

小鹿 浩二 事務局長。

○事務局長（小鹿浩二）

それでは、ナンバー１議案の２５ページをお開き下さい。

議案第６号 令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第３号。

令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第３号は、次に定めるところによる。

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、５６２万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５億６，４３１万４千円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。

令和元年１２月６日提出 渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算ですけれども、人件費の調整が主なものであり、前年度末までに退職した３名の補充として、予定していた職員が採用ができなかった分と１名が中途退職したことによる減額、また、給与改定及び共済費に係る標準報酬月額改定に伴う追加であります。

また、そのほか、共通のものとしましては、衛生センターと各消防署に導入するグループウェアの使用料等を計上しております。

それでは、補正予算の内容を説明しますので、ナンバー２の説明資料の２２ページをお願いいたします。

はじめに、歳出から説明いたします。

補正予算の内容については、目の総額と節で１０万円以上の増減があるものを中心に説明いたします。

はじめに、事務局所管については、２款総務費、１項、１目事務局費で、５１万４千円の追加で、主に３節職員手当等の４２万６千円が追加となり、扶養の異動などによる異動等分３４万８千円と給与改定分７万８千円であります。

２３ページをお願い致します。

衛生センター所管分です。

３款衛生費、１項、１目し尿処理費５千円の追加、次の段の２目ごみ再生処理費は７万２千円の追加で、それぞれ、異動分と給与改定が主であります。

２４ページをお願い致します。

消防本部所管分です。

４款消防費、１項、１目消防本部費９万円の追加は、異動等分と給与改定によるものであります。

２５ページをお願いします。

松前消防署所管分です。

４款消防費、１項、２目松前消防署費 ３０２万４千円の減の主なものは、２節給料で２３９万２千円の減で、１名未採用によるものなど異動等分が２８１万１千円の減、給与改定分が４１万９千円の追加となっております。

３節職員手当等５４万２千円の減額についても、異動等分で１２２万７千円の減、給与改定分が６８万５千円の追加であります。

４節共済費の欄で、訂正をお願いしたいのですが、異動等分△１，５４９の次が、標準月額改定分とありますが、訂正後では標準報酬月額改定分ということになりますので、修正をお願いいたします。

４節共済費は１５万円の減で、異動等分で１５４万９千円の減、標準報酬月額改定分が１２０万円、給与改定分が１９万９千円の追加となっております。

次の段の、２項、１目松前消防団費１５万円の追加は、１８節備品購入費１２万４千円の追加で、新規に入団した女性団員１名分に係る被服費購入であります。

２６ページをお願い致します。

３項、１目松前施設費 ９４万６千円の追加で１８節備品購入費９４万６千円であります。

松前消防署に設置している、一般加入電話装置が18年経過により、不具合が発生しているため更新するものであります。

27ページをお願いします。

福島消防署所管分です。

4款消防費、1項、3目福島消防署費60万5千円の減の主なものは、2節給料で102万3千円の減で、職員1名が8月末に退職したことなどによる異動等分が132万円の減、給与改定分が29万7千円の追加となっております。

3節職員手当等9万7千円の減額についても、異動等分で5万8千円の減、給与改定分が48万1千円の追加であります。

4節共済費は48万円の追加で、異動等分で62万6千円の減、標準報酬月額改定分が96万7千円、給与改定分が13万9千円の追加となっております。

28ページをお願いします。

知内消防署所管分です。

4款消防費、1項、4目知内消防署費279万4千円の減の主なものは、2節給料で195万8千円の減で1名未採用によるものなど異動等分が215万9千円の減、給与改定分で20万1千円の追加となっております。

3節職員手当等48万8千円の減額についても、異動等分で92万2千円の減、給与改定分43万4千円の追加となっております。

4節共済費は18万7千円の減額で、異動等分が118万1千円の減、標準報酬月額改定分が87万6千円、給与改定分が11万8千円の追加となっております。

11節需用費15万9千円の追加は、消防ポンプ自動車に係る車検分の追加で、車検の実施について来年度を予定していたところ、再確認した結果、来年の3月であったことが判明し、追加するものであります。

13節委託料46万3千円の減額は、特定屋外タンク貯蔵所定期点検業務委託料が、委託対象としていた、知内発電所特定屋外タンク完成前検査が不用となったことに伴い減額するものであります。

27節公課費11万円の追加は、車検の追加によるものが9万9千円、1台の車両重量変更に係る車検証の書き換え分が1万1千円であります。

29ページをお願いします。

木古内消防署所管分です。

4款消防費、1項、5目木古内消防署費97万9千円の減額の主なものは、2節給料で、153万9千円の減で、1名未採用によるものなど異動等分が179万4千円の減、給与改定分で25万5千円の追加となっております。

3節職員手当等12万円の追加は、異動等分で32万8千円の減、給与改定分は44万8千円の追加となっております。

4節共済費8万5千円の追加は、異動等分が80万8千円の減と、標準報酬月額改定分76万5千円の追加、給与改定分12万8千円の追加となっております。

12節役務費35万円の追加は、JAより寄贈された、3月に納入予定の救急自動車の任意保険料をJAに加入するための追加であります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、20ページにお戻り下さい。

1款、分担金及び負担金、1項、1目衛生負担金33万4千円の追加であります。

先ほど説明しました歳出の補正に伴い、按分により1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

次の段の、2目消防負担金544万4千円の減額についても、事務局費分と消防本部費分は按分により、署費等に係る分は、構成町からの負担で、1節松前町負担金から4節木古内町負担金の額となります。

21ページをお願いします。

2 款使用料及び手数料、1 項、4 目消防手数料 5 1 万 5 千円の減額は、歳出で説明したいしました知内消防署費の委託料の減額に伴い、手数料も関連して減となるものであります。以上で、議案第 6 号、令和元年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第 3 号の説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

5 番、成澤五郎議員。

○議員（成澤五郎）

4 款の消防費の件です。26 ページ。ここには、松前署の施設費ということで、電話の購入費が計上されてございます。18 年も経過して不具合が発生しているということで、替えるということですが、この予算、何台分でどんな消防においては、電話というものはライフラインですので、どんなハイスペックのものを取り付けるのか伺います。

○議長（溝部幸基）

鍋谷 悟 消防長。

○消防長（鍋谷 悟）

松前消防署の一般加入電話装置購入につきましては、一般に使われる加入電話の内訳としましては電話主装置、それと電話機、それと配線等一式でございます。電話機の台数につきましては、16 台となっております。以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。採決を行います。

お諮り致します。議案第 6 号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立全員であり、議案第 6 号は可決致しました。

◎閉会中の正副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第 11 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを、議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することと決定致しました。

お諮り致します。

以上で、本会議の案件審議は全て終了致しましたので、これをもちまして令和元年第 3 回定例会を閉会致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）
これをもって閉会致します。

◎閉会宣言

○議長（溝部幸基）
どうもご苦勞様でした。

（閉会 午後２時５５分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長

溝 部 幸 基

署名議員

手 塚 昌 宏

署名議員

吉 田 裕 幸